



平成23年5月6日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

株主提案権行使に関する書面の受領について

当社は、下記の通り明日香野ホールディングス株式会社より、平成23年4月29日付で平成23年6月開催予定の当社の定時株主総会における株主提案権の行使に関する書面を受領いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役会は、当該提案の内容等を慎重に検討し、当社取締役会の考え方を株主の皆様にお知らせする予定です。

記

1. 提案株主

- (1) 氏名：明日香野ホールディングス株式会社
- (2) 保有株式：1500万株（持ち株割合：31.94%）

2. 提案された内容の概要

(1) 提案 1

①提案する議題 取締役の責任の一部免除の件

②議案の要領 株式会社ショーワコーポレーションによる輸入自動車に係る取引に関し1億8100万円の損失を計上するに至った件、及び光ファイバー関連事業への投融資に関し9億8000万円の損失を計上するに至った件（以下、あわせて「本件」という。）について、元代表取締役山口紀夫、現代表執行役重田衛、現執行役渡邊正、同佐藤一石、元取締役吉田正雄及び同石川正夫（以下、あわせて「関係役員」という。）の貴社に対する損害賠償責任について、いずれも会社法425条1項に定める最低責任限度額を控除して得た額全額を免除する。

③提案の理由 提案の理由は以下の3点となります。

一、関係役員はいずれも役員ないし従業員として貴社での勤務を長年続けてきた者であり、多額の資産を保有しているとは考えられず、本件に関する損害賠償責任額を現実的に全額回収できる可能性は低いと考える。

一、関係役員が約40年にわたり貴社に対し貢献していることに鑑みると、貴社として責任を免除すべきである。特に元代表取締役山口紀夫は、在職当時貴社の金融機関からの融資に対し連帯保証人を引き受けており、現代表執行

役重田衛も、現在の貴社の金融機関からの借入について連帯保証となっていることから、貴社に対して貢献していると考える。

一、今後、関係役員が、貴社又は貴社子会社における取締役又は従業員として、貴社の現業再建へ貢献すること、及びそれにより株主価値の増大を図ることを期待する。特に現代表執行役重田衛、現執行役渡邊正、同佐藤一石、昭和ゴム技術開発株式会社代表取締役社長石川正夫は、今後とも、経験と知識を生かして社業発展の中心人物となるべき人材であるとともに、その報酬の中から本件に関する損害賠償責任に対する支払いを行うことを期待できる。

(2) 提案2

- ①提案する議題 関係役員に対する謝罪要求の件
- ②提案の要領 本件に関する関係役員の道義的責任につき、関係役員から株主への謝罪を貴社ウェブサイト上において求める。
- ③提案の理由 関係役員の株主に対する道義的責任は明確にすべきである。

(3) 提案3

- ①提案する議題 関係役員からの損害賠償金回収の件
- ②提案の要領 本件に関する関係役員の損害賠償責任につき、取締役会に対し、早期に関係役員と和解を実現し、実現可能な回収を実行することを求める。関係役員に対する損害賠償責任の具体的請求時期及び方法等については、関係役員の資産及び収入の状況を勘案し、関係役員の生活が成立する合理的な範囲内であることを条件に、関係役員との交渉及び支払条件についての決定を取締役に委任する。
- ③提案の理由 関係役員の損害賠償責任については、最適な方法にて回収すべきである。

以 上